

●いきいきパパの育休奨励金制度について（広島県）

男性労働者が1週間以上の育児休業等を取得した中小企業等に奨励金が支給されます！

1 制度の目的

男性の育児参加を促進するため、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を応援します。

2 主な支給要件

- (1) 県内に事業所を有し、常時雇用する労働者が300人以下の中小企業等であること。
- (2) 一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ていること。
- (3) 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録されていること。
- (4) 広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度に登録されていること。
- (5) 子が1歳2か月に達するまでに、連続して1週間以上の育児休業等（育児休業及び同趣旨の特別休暇）を取得していること。
- (6) 同一の男性労働者について、育児休業等の取得促進を目的とする他の補助金等を受給しないこと。

3 支給額（1事業主につき、取得者5人目まで支給対象となります。）

区 分	1人目	2人目～5人目
1週間以上1か月未満	20万円	10万円
1か月以上	30万円	20万円

4 奨励金の申請方法

奨励金の支給を希望する事業主の方は、育児休業等を取得した男性労働者が復帰した日から起算して3か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、必要な添付書類を添えて知事に申請します。

●中小企業退職金制度の改正について

中小企業退職金共済制度は、平成23年1月1日より、事業主と生計を一にする同居の親族のみの事業所についても一定の要件を満たしていれば、「従業員」として加入することができるようになります。

「改正の概要」

- (1) 申込者が同居の親族のみを雇用する者である場合にはその旨、被共済者となる者が申込者の同居の親族である場合にはその旨を、退職金共済契約申込書に記載する。
- (2) 被共済者となる者が申込者の同居の親族である場合は、①被共済者となる者が申込者に使用される者で、賃金を支払われる者であることを証する書類、②被共済者となる者が小規模企業共済法上の共済契約者でないことをその者が誓約する書類を添付する。
- (3) 被共済者が退職時において共済契約者の同居の親族であるときは、退職時に①被共済者が共済契約者に使用される者で、賃金を支払われる者であったことを証する書類、②退職の事由を証する書類を添付する。
- (4) 掛金負担軽減措置の対象には、同居の親族のみを雇用する共済契約者は含まれない。
- (5) 共済契約者は、①同居の親族以外の者を雇用する共済契約者が、同居の親族のみを雇用することとなったとき、②同居の親族のみを雇用する共済契約者が、同居の親族以外の者を雇用することとなったときは遅滞なくその旨を届け出る。
- (6) 小規模企業共済法上の共済契約者については中退共の包括加入の原則の適用除外とされ、また共済契約も締結することはできない。